

《提出先》

- ◎ 愛媛県宅地建物取引業協会へ**正本、副本(コピー)各1部**提出してください。(副本は受付印を押し、控えとしてすぐにお返しします。)
(〒790-0807松山市平和通6丁目5-1 愛媛不動産会館2F Tel.(089)943-2184)
- ◎ 宅地建物取引士個人の変更届(宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書)は居住する管轄の地方局又は土木事務所へ提出してください

※印は添付書類(☆印は該当する場合のみ提出)

1. 商号又は名称の変更

- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
 - 正会員名簿登録事項変更届
 - ☆履歴事項全部証明書(法人または支店登記している場合)
 - ☆誓約書・連帯保証書(法人の主たる事務所)
 - ☆宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所)
 - ☆※代表者印の印鑑証明書(法人の主たる事務所)
 - ☆免許証原本(主たる事務所)
 - ☆※代表者個人印の印鑑証明書(法人の主たる事務所)
 - ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合)
- 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→未届の場合
- ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
 - ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合)

2. 法人の役員の就任

- ☆従事者変更届出書(代表者・従事者登録している役員)
 - ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合)
 - 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
 - ☆※免許証原本(代表者)
 - ※登記されていないことの証明書
 - ☆※旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合)
 - (代表者必須、その他は以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)
 - 専任の宅地建物取引士設置証明書
 - 正会員名簿登録事項変更届(代表者)
 - 略歴書
 - ☆誓約書・連帯保証書(代表者)
 - 誓約書
 - ☆※代表者印の印鑑証明書(代表者)
 - ※身分証明書
 - ☆※代表者個人印の印鑑証明書(代表者)
 - (代表者必須、その他は以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)
 - ☆代表者履歴書(代表者)
- 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→未届の場合
- ☆宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書
 - ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合)

3. 法人の役員の退任

- ☆従事者変更届出書(代表者・従事者登録している役員)
- ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合)
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→退任して退職する場合
- ※履歴事項全部証明書
- ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
- ☆※役員一覧表(変更前変更後が分かる法人代表者が証明したもの)
- ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合)
- (組合等、役員の登記を必要としない法人の場合に必要(様式任意))

4. 政令で定める使用人の就任

- 従事者変更届出書(現従事者が就任する場合も必要)
- ☆※旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合)
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- 正会員名簿登録事項変更届
- 専任の宅地建物取引士設置証明書
- 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→就職して就任する場合
- 略歴書
- ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
- 誓約書
- ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合)
- ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合)
- ※身分証明書(以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)
- ※登記されていないことの証明書(以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)

5. 専任の宅地建物取引士の就任

- 従事者変更届出書(現従業者が就任する場合も必要)
- ☆※旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合)
- 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→就職して就任する場合
- 専任の宅地建物取引士設置証明書
- ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
- 専任の宅地建物取引士勤務内容調査
- ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合)
- 略歴書
- ※身分証明書(以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)
- ※登記されていないことの証明書(以前から代表者・役員・政令使用人・専取であれば不要)
- ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合)

6. 政令で定める使用人の退任、専任の宅地建物取引士の減員

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| ○従事者変更届出書(退任のみで退職しない場合でも必要) | 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→退任して退職する場合 |
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 |
| ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) | ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合) |
| ○正会員名簿登録事項変更届(政令使用人の場合) | |

7. 主たる事務所・従たる事務所の移転

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ※事務所付近の地図(住宅地図のコピー可) |
| ○専任の宅地建物取引士設置証明書 | ※事務所の写真(数枚) |
| ○誓約書 | 外部:建物全景(事務所の入口、看板や事務所の表示等が確認できるもの) |
| ○事務所を使用する権原に関する書面 | 内部:事務所内部の様子 |
| ☆※賃貸借契約書のコピー(事務所を借りている場合) | (机、イス、電話等と業者票、報酬額規定表の掲示部分を撮影) |
| ☆※履歴事項全部証明書(法人または支店登記している場合) | *同一フロアに他法人等と同居する場合は、 |
| ☆宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) | 間仕切り等で区別されていることが確認できるもの |
| ☆※免許証原本(主たる事務所) | ☆※事務所の平面図(事務所が他法人等と同居の場合) |
| ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) | ☆※家の間取り図(自宅が事務所の場合) |
| | ○正会員名簿登録事項変更届 |

8. 主たる事務所・従たる事務所の区画整理事業等による町名や地番の変更

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) |
| ※役所が発行する証明書のコピー | ○正会員名簿登録事項変更届 |
| ☆宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(主たる事務所) | ☆※事務所の位置をチェックした指定区域図 |
| ☆※免許証原本(主たる事務所) | (町名変更の場合 市HPに掲載される) |

9. 従たる事務所の新設

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ※事務所付近の地図(住宅地図のコピー可) |
| ○専任の宅地建物取引士設置証明書 | ※事務所の写真(上記7参照) |
| ○専任の宅地建物取引士勤務内容調書 | ○宅地建物取引業に従事する者の名簿 |
| ○略歴書(政令使用人、専任宅地建物取引士) | ○誓約書・連帯保証書(R2.3.31以前と代表者が同一人物の場合は不要) |
| ○誓約書 | |
| ※身分証明書(政令使用人、専任宅地建物取引士) | ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) |
| ※登記されていないことの証明書(政令使用人、専任宅地建物取引士) | ○入会に関する書類一式(地区でお渡しします) |
| ○事務所を使用する権原に関する書面 | |
| ☆※賃貸借契約書のコピー(事務所を借りている場合) | 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→就職して就任する場合 |
| ☆※履歴事項全部証明書(支店登記している場合) | ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 |
| | ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合) |

10. 従たる事務所の廃止

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| ○従事者変更届出書(主たる事務所に異動の場合等) | ○廃業・退会・事務所廃止届(業協会、保証協会用) |
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ○誓約書・連帯保証書(R2.3.31以前と代表者が同一人物の場合は不要) |
| ☆※履歴事項全部証明書(支店登記していた場合) | ○会員之証(紛失の場合、承諾書) |
| ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) | 【宅地建物取引士個人の勤務先に関する届出】→廃止とともに退職する場合 |
| | ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 |
| | ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合) |

11. 代表者・役員・政令使用人・専任宅地建物取引士の氏名変更

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○従事者変更届出書 | ☆遅延理由書(変更後届出が30日を過ぎている場合) |
| ○宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 | ☆※旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) |
| ※戸籍抄本(政令使用人・専任の宅地建物取引士) | |
| ☆※履歴事項全部証明書(法人の代表者、役員の場合) | 【宅地建物取引士個人の氏名に関する届出】→未届の場合 |
| ☆宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書(代表者) | ☆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 |
| ☆※免許証原本(代表者) | ※戸籍抄本 |
| ☆正会員名簿登録事項変更届(代表者・政令使用人) | ※旧姓が併記された住民票(旧姓使用を希望する場合) |
| ☆誓約書・連帯保証書(法人の代表者) | ☆遅延理由書(変更後届出が1年を過ぎている場合) |
| ☆※代表者印の印鑑証明書(法人の代表者) | |
| ☆※代表者個人印の印鑑証明書(法人の代表者) | |